

# 令和6年度 兵庫県会計年度任用職員（医師事務作業補助嘱託員） 採用選考案内（区分：一般B）

医師の補助業務を担う一般職の非常勤職員の募集です。

- ・受付期間 令和6年11月11日～採用予定人員に達するまで
- ・試験日 応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- ・任用期間 採用日～令和7年3月31日 ※ 更新の可能性あり
- ・勤務場所 兵庫県立尼崎総合医療センター

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
医師事務作業補助嘱託員	1人程度	診断書等の医療文書の作成補助、検査オーダー、検査結果入力、統計資料作成、診察時のアシスタントなど	週35時間 (週5日勤務)

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

## 2 受験資格（医療機関での勤務経験の無い方もご応募いただけます）

- (1) 任用の日に兵庫県立尼崎総合医療センターに勤務可能な方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 選考方法

- (1) 選考方法  
所定の応募書類および面接試験による選考
- (2) 日時  
応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、書類選考通過者へ面接の日時を連絡
- (3) 場所  
兵庫県立尼崎総合医療センター  
〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号  
TEL：06-6480-7000

## 4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。  
なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

兵庫県立尼崎総合医療センター総務課宛

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

封筒表に「医師事務作業補助者応募」と記入してください

※ 所定の応募書類は当院ホームページからダウンロードできます。

（応募書類は郵送でもお送りできますので希望者は総務課 稲次までご連絡ください）

## 5 合格発表

書類選考および面接試験後、7日以内に文書または電話連絡にて通知します

## 6 採用予定時期

採用日は、合格発表に併せて通知する予定です。

## 7 任用期間

採用日～令和7年3月31日

（勤務実績に基づく能力実証等により4回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

※ 任用の上限回数（4回）に達した方であっても、再度同一職種へ応募することが可能です

## 8 勤務条件等

(1) 給料月額（地域手当を含む）

月額 168,804 円～197,029 円（昇給あり：ただし上限あり）

※ 給料月額の算定は、職歴により個別に決定します。

なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 給料月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 超過勤務手当等

勤務の内容・実績に応じ、手当が支給されることがあります。

(3) 期末・勤勉手当

年間計 4.5 月（6 月期：2.25 月、12 月期：2.25 月） ※ 在職期間に応じた割り落としあり

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

(4) 通勤手当

正規職員に準じて支給します（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週35時間（週5日勤務）

8：45～16：45または9：00～17：00 ※ 休憩60分 ※ 土日祝日休み

(6) 休暇

年次有給休暇（10日）※ 任期が1年未満の場合は割り落としあり

※上記休暇に加え「夏季休暇（有給：年4～5日）」、「子育て支援休暇（有給：年4～10日）」、各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険

※ 週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
  - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
  - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。